

第2期 八潮市

子ども・子育て 支援事業計画

概要版

《令和2年度～令和6年度》



子どもも 親も 輝けるまち やしお



ハッピーごまちゃん®



令和2年3月

八潮市



1 八潮市子ども・子育て支援事業計画とは

計画策定の趣旨

現在の子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

幼児教育や保育は、地域のニーズに応じた質の高いサービスを、総合的に提供することが重要とされ、首都圏などでは待機児童対策や子育てと仕事が両立できる環境の整備充実が求められています。

こうしたことから、本市においても安心して子どもを産み育てられるまちを目指し、「八潮市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援を必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指した取組みを推進してきたところです。

このような状況の中、第1期計画において実施してきた取組みを更に推進するため、第2期計画を策定するものです。

計画の基本理念

子どもも 親も 輝けるまち やしお

子育て支援における主役は、子ども自身であり、子育てをする親です。

「子どもたち自身が自ら育ち」そして「親自身も子育てを通じて育ち・育てられる」共生の環境を地域が見守り、支援することにより安全・安心でいきいきと子どもを産み育てられると考えます。

このようなことから、八潮市では、「子どもも 親も 輝けるまち やしお」を基本理念に掲げ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

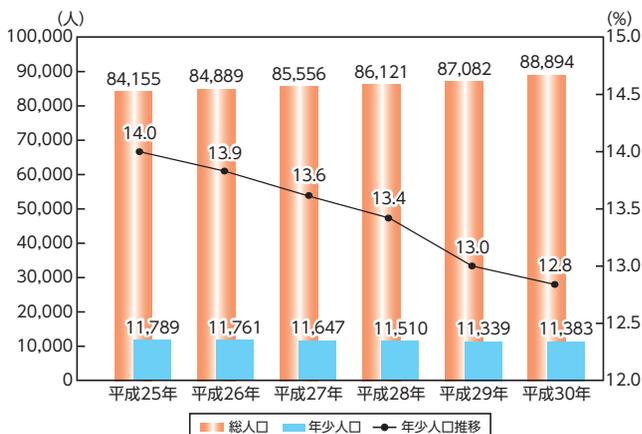


計画期間

第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画の期間は、令和2年度から令和6年度の5年間とします。



人口の推移



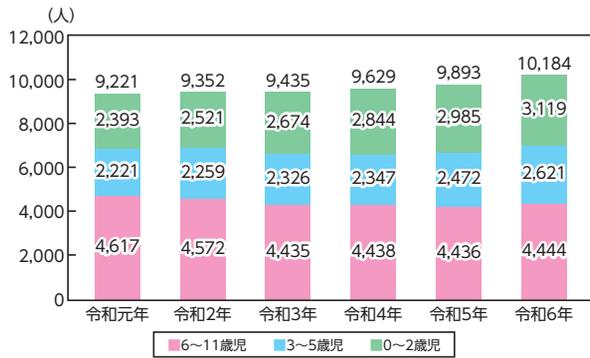
資料：埼玉県年齢3区分人口(各年1月1日現在)

八潮市の総人口は、平成30年が88,894人で、平成25年から4,739人増加し、増加傾向で推移しています。

一方、年少人口(15歳未満)は、平成30年が11,383人で平成25年から、406人減少し、減少傾向で推移しています。年少人口割合は、平成30年が12.8%で、平成25年より1.2ポイント減少し、減少傾向で推移しています。



少子化の動向



児童人口の推計

就学前児童（0～5歳）の推計は、計画最終年度の令和6年が5,740人で、令和元年の4,604人より1,136人の増加。一方、就学児（6～11歳）の推計は令和6年が4,444人で、令和元年の4,617人より173人減少となっています。

資料：埼玉県公表の市町村別町(丁)別・各歳別・男女別によるコーホート変化率法で算出

子どもの権利条約

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画では、「子どもの権利条約」の趣旨も踏まえて、事業を展開していきます。

「子どもの権利条約」4つの権利

- **生きる権利** 全ての子どもの命が守られること。
- **育つ権利** 持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活の支援などを受け、友達と遊んだりすること。
- **守られる権利** 暴力や詐欺、有害な労働などから守られること。
- **参加する権利** 自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

「子どもの権利条約」一般原則

- **生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)**
全ての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- **子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)**
子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。
- **子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)**
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
- **差別の禁止(差別のないこと)**
全ての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。



認定区分

無償化の実施に伴い、保育所や幼稚園、認可外保育施設等を無償化の対象として利用するためには、市の認定申請が必要となり、従来の1号認定・2号認定・3号認定に加え、「新1号認定」「新2号認定」「新3号認定」が新設されました。

認定区分ごとに利用できる施設一覧

認定区分	満3歳～小学校就学前	1号認定	新1号認定	2号認定	新2号認定
	満3歳未満			3号認定	新3号認定
教育保育区分		教 育		保 育	
利用できる施設		幼稚園、認定こども園	未移行幼稚園、特別支援学校	保育所、認定こども園、小規模保育施設	認定こども園、未移行幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

※新2号認定は、満3歳になって最初の3月31日を過ぎてからです。新3号認定は、満3歳になって最初の3月31日までの間です。

1. 地域における教育・保育及び子ども・子育て支援事業の充実

- (1)★子育て支援サービスを集約した複合施設の整備
- (2)施設型給付
- (3)地域型保育給付 ————— 1) 小規模保育事業 2) 家庭的保育事業
- (4)★子育てのための施設等利用給付
- (5)子ども・子育て支援事業の提供 (13事業) ————— 1) 通所系事業 ……………
- 2) 訪問系事業 ……………
- 3) 相談支援 ……………
- 4) その他の事業 ……………
- (6)教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 ——— 1) 教育・保育の一体的な提供の推進
- (7)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 ——— 1) 円滑に実施するための給付方法

2. 地域における保育サービスの推進

- (1)地域における保育サービスの充実
- (2)待機児童の解消

3. 子どもが主役の環境づくり

- (1)親と子の健康を推進する環境づくり ————— 1) 妊娠期から乳幼児期の相談等の充実 ……
- 2) 乳幼児のすこやかな成長を促す支援 ……
- 3) 子育て中の母親へ寄り添う支援 ……
- (2)子どもが地域で学べる環境づくり ————— 1) 就学前教育の充実 ……………
- 2) 学校教育の充実 ……………
- 3) 学童保育所の充実 ……………
- (3)特別な支援を必要とする子どもや家庭への対策 ————— 1) 児童虐待防止対策 ……………
- 2) 母子家庭等の自立支援 ……………
- 3) 子ども・家庭総合支援 ……………
- 4) 子どもの貧困対策 ……………
- 5) 外国人家庭等への支援 ……………

4. 保護者の子育てを支援する環境づくり

- (1)子育て支援体制の充実 ————— 1) 地域子育て支援拠点等の充実
- (2)家庭の子育てを応援する体制強化 ————— 1) 経済的支援の充実 ……………
- 2) 子育てを支援する環境の整備 ……………

5. 社会全体で子育てを支援する環境づくり

- (1)地域で協働して子どもの社会性の向上と成長を図る ——— 1) 子どもの社会性の向上 ……………
- (2)ワーク・ライフ・バランスの推進 ————— 1) 仕事と家庭の両立支援 ……………

6. 子どもの安全・安心を見守る環境づくり

- (1)子どもが安心して過ごせる環境づくり ————— 1) 学童保育所の充実 ……………
- 2) 放課後子ども教室の推進 ……………
- 3) 子どもの人権の尊重 ……………



①認定こども園 ②幼稚園 ③保育所

3) 事業所内保育事業 4) 居宅訪問型保育事業

①子育て短期支援事業 ②一時預かり事業(保育所・幼稚園)・預かり保育事業(幼稚園) ③延長保育事業 ④病児・病後児保育事業 ⑤放課後児童健全育成事業

①乳児家庭全戸訪問事業 ②養育支援訪問事業

①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業

①子育て援助活動支援事業 ②妊婦健康診査事業 ③実費徴収にかかる補足給付を行う事業 ④多様な主体が参画することを促進するための事業

2) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進 3) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施

2) 県との連携の方策

①通常保育事業 ②延長保育事業 ③休日保育事業 ④病児・病後児保育事業 ⑤送迎保育事業

⑥障がい児保育事業 ⑦保育施設の安全確保 ⑧保育施設の指導監督の実施 ⑨保育サービスの情報提供

①認可保育所等の整備 ②認可外保育施設の利用 ③企業主導型保育事業との連携 ④幼稚園等の預かり保育の充実

①利用者支援事業(母子保健型)の充実 ②各種教室の充実 ③妊産婦・新生児訪問の実施 ④保健師による個別相談

①各種乳幼児健康診査の実施 ②すこやか相談の実施 ③各種相談の実施

①子育てメンタルサロンの充実 ②ママのこころの相談・講座の実施 ③保健師による個別相談 ④ホームスタートの実施

①幼稚園教育の充実 ②保育所における幼児教育の充実

①さめ細かな学校教育の充実 ②教育相談事業

①放課後児童健全育成事業の充実 ②学童保育所の整備 ③障がい児受入れの推進 ④障がい児受入れする学童保育所への助成

①児童相談業務体制の充実 ②要保護児童対策地域協議会の充実 ③児童虐待防止のための広報・啓発 ④家庭児童相談等の充実

①助産・母子生活支援施設の支援

①★子ども家庭総合支援拠点の整備 ②里親制度の周知 ③配偶者暴力相談支援センターとの連携・強化 ④養育支援訪問事業の充実

①★子どもの貧困の実態調査の実施 ②★子どもの居場所づくりの支援 ③学習の支援 ④就学援助の実施

①多言語における子育て情報の提供 ②保育所等における入所時等の外国人等家庭への配慮 ③就学の支援・手続き ④学習の支援

2) 幼保一体型の推進 3) やしお子ども週末活動の推進

①児童手当支給事業 ②子ども医療費支給事業 ③児童扶養手当支給事業 ④ひとり親家庭等医療費給付事業

⑤母子家庭自立支援教育訓練給付費・高等職業訓練促進給付費支給事業 ⑥母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸与(県事業)

⑦誕生祝金支給事業 ⑧母乳育児支援事業 ⑨パパ・ママ応援ショップ事業 ⑩サンキューチケット事業(県事業)

①赤ちゃんの駅整備事業 ②子育て応援ガイド ③やしお子育て応援ナビ

①児童館事業の充実 ②★児童センター(児童館)の整備 ③都市公園施設(遊具等)の適正な維持管理 ④子ども週末活動等の支援

①意識改革及び企業等への啓発 ②子育てしやすい就業環境づくりの促進 ③妊娠中の女性労働者等への支援

①放課後児童健全育成事業の充実 ②学童保育所の整備 ③障がい児受入れの推進 ④障がい児学童保育所への助成

①★新・放課後子ども総合プランの推進

①人権相談事業の推進 ②人権教育の推進 ③八潮市子ども憲章を意識した取組みの推進



2 子ども・子育て支援の取組み

幼稚園

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年(満3歳児)の受入れや預かり保育を行っている園もあります。

幼稚園	現状	推計	
	H30年度	R2年度	R6年度
①推計値(人)	1,396	1,428	1,484
②確保提供量(人)	1,715	1,631	1,631
1号認定	150	66	66
未移行幼稚園	1,565	1,565	1,565
差異(②-①)	319	203	147

令和2年度以降も確保提供量が推計利用者を上回っていることから、新たな幼稚園の整備は行わず、預かり保育、教育内容の充実及び幼保連携型認定こども園への移行について市内の幼稚園を運営している事業者と協議をしながら調査・検討していきます。

認可保育所

保護者の就労や病気などで、家庭で子どもを見ることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設で、県の認可を受けたものです。

認可保育所	現状	推計	
	H30年度	R2年度	R6年度
①推計値(人)	1,327	1,723	2,009
2号認定	625	762	839
3号認定(0歳)	133	205	263
3号認定(1・2歳)	569	756	907
②確保提供量(人)	1,331	1,680	2,052
2号認定	745	900	1,080
3号認定(0歳)	119	173	221
3号認定(1・2歳)	467	607	751
差異(②-①)	4	▲43	43

八潮駅周辺における住環境整備の進捗や女性就業率の上昇などから、駅周辺を中心に保育需要は増加するものと予想しています。こうしたことから、認可保育所や小規模保育事業所などの整備について調査・検討していきます。



認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。また、地域における子育て支援を行う機能も備えています。



認定こども園	現状	推計	
	H30年度	R2年度	R6年度
確保提供量（人）	220	184	184
1号認定	150	66	66
2号認定	49	72	72
3号認定（0歳）	3	12	12
3号認定（1・2歳）	18	34	34

保育所において教育を希望している保護者が増加しているほか、認定こども園の利用希望も増加しており、また、増加傾向にある保育需要にも対応するため、幼保連携型認定こども園の整備について市内の幼稚園等を運営している事業者と協議をしながら、調査・検討していきます。

地域型保育

小規模保育事業

市町村が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人の施設です。

平成31年4月1日現在、10か所の小規模保育事業所がありますが、今後も引き続き、低年齢児の保育需要は増加する見込みのため、小規模保育事業所の整備について調査・検討していきます。

家庭的保育事業

産休明けから3歳未満の低年齢の子どもを対象として、保育者の家庭などで子どもを預かるサービスです。

令和2年度以降について、入所児童の状況等を勘案しながら、家庭的保育事業の実施について検討していきます。

事業所内保育事業

事業所内保育事業は、事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもに保育を提供する地域型保育事業の一つです。

令和2年度以降について、入所児童の状況等を勘案しながら、事業所内保育事業の実施について検討していきます。

居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業は、利用者の自宅に居宅訪問型保育者を派遣し、原則として1対1の保育を提供する事業です。

令和2年度以降について、入所児童の状況等を勘案しながら、居宅訪問型保育事業の実施について検討していきます。



子育てのための施設等利用給付（新規）

令和元年10月1日から改正された子ども・子育て支援法に基づき、「新1号認定」、「新2号認定」、「新3号認定」の子どもが対象施設等を利用した際に要する費用を支給します。

対象施設等

- 未移行幼稚園
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業



子ども・子育て支援事業の提供

① 子育て短期支援事業

保護者の方が入院などで一時的に子どもの養育ができなくなった時に、子どもを預かる事業です。

子育て短期支援事業	現状	推計	
	H30年度	R2年度	R6年度
①推計値（人日／年）	0	12	14
②確保提供量（人日／年）	0	12	14
差異（②－①）	0	0	0

現在は、ほとんど利用希望がありませんが、令和6年度までに、県内の母子生活支援施設や児童養護施設、乳児院等の施設との委託契約などについて近隣市町の状況等を勘案しながら、事業の実施に向けて調査・検討していきます。

② 一時預かり事業（保育所・幼稚園）・預かり保育事業（幼稚園）

保育所では満1歳以上を対象とし、緊急保育・非定型保育・リフレッシュ保育の3事業を実施しています。

保育所の一時預かり事業	現状	推計	
	H30年度	R2年度	R6年度
①推計値（人日／年）	2,937	3,227	3,875
②確保提供量（人日／年）	2,937	3,227	3,875
差異（②－①）	0	0	0

幼稚園では、保護者の希望に応じて、4時間を標準とする幼稚園の教育時間の前後や長期休業期間中に教育活動を行います。

幼稚園の預かり保育事業	現状	推計	
	H30年度	R2年度	R6年度
①推計値（人日／年）	22,945	23,220	27,883
②確保提供量（人日／年）	22,945	23,220	27,883
差異（②－①）	0	0	0

保育所における一時預かりの保育ニーズの高まりを受け、保育士確保が課題となっています。今後も、保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスの提供が受けられるよう努めていきます。幼稚園における一時預かり事業については、一時預かり事業「幼稚園型」の事業者と協議をしながら、適切な運営ができるよう努めていきます。

③ 延長保育事業

午後6時又は午後6時30分までの通常保育時間を超えて、最長で午後7時30分までの延長保育を実施しています。

延長保育事業	現状	推計	
	H30 年度	R2 年度	R6 年度
①推計値（人日 / 年）	2,880	2,727	3,275
②確保提供量（人日 / 年）	2,880	2,727	3,275
差異（②－①）	0	0	0

利用希望は年々増加傾向にあるため、必要な保育士の確保が課題となっています。

現在16か所の保育所で延長保育を実施していますが、保護者の利用希望に沿った延長保育を身近な地域でサービスの提供が受けられるよう努めていきます。

④ 病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期にある子どもを対象に、保育所・幼稚園での集団保育が困難で、かつ保護者の事情による家庭で保育できない時に一時的に専用施設などで保育する事業です。



病児・病後児保育事業	現状	推計	
	H30 年度	R2 年度	R6 年度
①推計値（人日 / 年）	0	350	383
②確保提供量（人日 / 年）	0	350	383
差異（②－①）	0	0	0

緊急サポート事業	現状	推計	
	H30 年度	R2 年度	R6 年度
①推計値（人日 / 年）	33	50	62
②確保提供量（人日 / 年）	33	50	62
差異（②－①）	0	0	0

相互援助活動により病児・病後児等の急な預かりに対応している緊急サポート事業について、制度の周知に努め利用促進を図ります。

関係機関に併設した病児・病後児保育施設の開設などについては、関係機関等と協議しながら調査・検討していきます。

⑤ 放課後児童健全育成事業

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。



放課後児童健全育成事業	現状	推計	
	H30 年度	R2 年度	R6 年度
①推計値（人日 / 年）	531	654	708
低学年（1～3年生）	464	551	587
高学年（4～6年生）	67	103	121
②確保提供量（人日 / 年）	570	610	710
差異（②－①）	39	▲44	2

令和2年度以降、毎年の学童保育所入所状況や住環境整備の進捗状況などを踏まえ、適切な学童保育所の配置を検討するとともに、民間活力の導入を視野に入れ、関係部署と協議しながら、学童保育所の整備について調査・検討していきます。

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。



乳児家庭全戸訪問事業	現状	推計	
	H30年度	R2年度	R6年度
①推計値（人日／年）	778	787	945
②確保提供量（人日／年）	778	787	945
差異（②－①）	0	0	0

今後も安定的に訪問が実施できるよう、訪問者の人材確保に努めます。また、身近に支援者がいない等の家庭でも安心して子育てができるよう、養育状況の全数把握に努め、必要に応じてサービスにつなげるなど、継続的な支援を行っていきます。

⑦ 養育支援訪問事業

子どもが安全、安心な環境で育つことができるよう、保護者の育児、家事等における養育能力を向上させるために、母親の妊娠・出産・育児期を始め、子どもの少年期までに適切な養育を支援する事業です。

養育支援訪問事業	現状	推計	
	H30年度	R2年度	R6年度
①推計値（人日／年）	91	94	113
②確保提供量（人日／年）	91	94	113
差異（②－①）	0	0	0

八潮市要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心に、当該家庭・児童に関する課題を共有し、適切な支援が引き続き行われるよう連携して支援するに当たり、養育支援訪問事業等を実施・活用することにより、当該家庭・児童あるいは妊産婦が安心、安全かつ安定した日常生活を営むことができるように努めます。

⑧ 利用者支援事業

【基本型】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援事業	現状	推計	
	H30年度	R2年度	R6年度
①確保提供量（箇所）	2	2	2
基本型	1	1	1
母子保健型	1	1	1

【母子保健型】

保健師等の専門職が、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

今後は、「子育て世代包括支援センター」としての基本型と母子保健型の連携をさらに充実させ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めます。また、一体的な運営方法についても調査・検討していきます。



⑨ 地域子育て支援拠点事業

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。

地域子育て支援拠点事業	現状	推計	
	H30 年度	R2 年度	R6 年度
①利用者推計（人）	61,658	64,658	76,964
②確保提供量（人）	61,658	64,658	76,964
差異（②－①）	0	0	0

7か所の子育てひろばにおいて地域子育て支援拠点事業を実施していくとともに、在宅子育てをして、地域へ踏み出すきっかけがつかめず、孤立していく家庭への支援をするため「ホームスタート」についても引き続き実施していきます。

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

子育て援助活動支援事業	現状	推計	
	H30 年度	R2 年度	R6 年度
①利用者推計（人）	2,166	2,204	2,433
②確保提供量（人）	2,166	2,204	2,433
差異（②－①）	0	0	0

子育て関係団体への周知及び子育て経験者や潜在保育士などの活用により援助会員の増加を目指します。また、「広報やしお」や市のホームページ、「やしお子育て応援ナビ」などを活用し、市民への周知を図っていきます。

⑪ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦健康診査を実施することにより、安心して妊娠・出産できる環境を整え、妊娠期からの一貫した健康管理を行う事業です。

妊婦健康診査事業	現状	推計	
	H30 年度	R2 年度	R6 年度
①利用者推計（人）	766	787	807
②確保提供量（人）	766	787	807
差異（②－①）	0	0	0

今後も母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を交付し、安心して妊娠・出産できるよう、妊娠中の健康診査費用の負担軽減を図ります。

また、委託医療機関以外で妊婦健康診査を受診した場合には、引き続き償還払いを行います。

⑫ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

- 食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業の実施について、調査・検討していきます。
- 新たな補足給付事業として、未移行幼稚園（令和元年9月まで就園奨励費の対象だった幼稚園）における副食費に要する費用の一部を補助します。

⑬ 多様な主体が参画することを促進するための事業

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援を推進するために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。





第2期 八潮市 **子ども**・**子育て**支援事業計画 概要版



発行年月

令和2年3月

発行

八潮市子育て福祉部子育て支援課
〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1
TEL.048-996-2111(代表)
FAX.048-999-8105

